

設立後の事務手続き（11月10日）

（1） 税務署など各種届出書の提出

無料講座「税金関係の届出準備」編と無料講座「社会保険関係の届出準備」編で用意した書類を諸官庁へ提出します。必ず提出用と控用の2部作成してから窓口へ提出してください。また、やむを得ず郵送で提出する場合には、控えが返送されるように、切手をあらかじめ貼った返信用封筒を同封のうえ、特定郵便など提出した証拠が残る形で提出しましょう。

（イ） 税務署（国税）へ

- ・ 法人設立届書
- ・ 青色申告の承認申請書
- ・ 給与支払事務所等の開設届出書
- ・ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等
- ・ その他、登記簿謄本などの添付書類

（ロ） 都税事務所（地方税）へ

- ・ 法人設立届出書
- ・ その他、登記簿謄本などの添付書類

（ハ） 社会保険事務所へ

- ・ 新規適用届
- ・ 資格取得届
- ・ その他、登記簿謄本などの添付書類

※労働基準監督署とハローワークへは、今回は社長1人の会社設立であり、そのため労働保険の手続きが不要のため、労働保険関係の書類提出は、従業員が入社してから手続きを行います。

(2) 最後に

これで会社の設立手続きの説明は、全て終了致しましたが、10日間という時間制限の中で会社設立を行うのは結構難しいことと思います。

最初に、何月何日を会社設立日にしたいかを考えてから、余裕を持って、そのための書類準備に取り掛かるのが肝要なことと思います。

会社設立後には、

助成金の対象となるものは無いのか？

借入はどのように行えば良いのか？

節税対策はどのように行えば良いのか？

など財務経理関係で押さえておくべき点がたくさんあります。

起業時というのは、毎日が重要な意思決定の連続です。CFO 専門特化型会計事務所「Second CFO 税理士事務所」では、CFO 経験者や事業会社経験者が、起業時から御社の CFO&税理士として、貴重な開業資金に無駄が出ないようにフルサポートしていきます！

ご質問・ご不明点がありましたらお気軽に下記にご連絡ください！

今回の無料講座が、少しでも御社の会社設立のためにお役に立てたことを祈っております。

Second CFO 税理士事務所

www.second-cfo.com